

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、財政援助団体監査の結果を次のとおり公表する。

令和3年6月4日

南三陸町監査委員 芳 賀 長 恒

南三陸町監査委員 後 藤 清 喜

(別紙)

1 はじめに

本監査は、南三陸町農山村地域活性化推進対策事業費補助金の不正流用事案について、南三陸町議会全員協議会において町長から議会に対し報告があったことを受けて、長年、当該補助金を受領していた南三陸町有害動植物等対策協議会に対し、南三陸町農山村地域活性化推進対策事業費補助金の出納その他の事務の実施状況等について、南三陸町監査基準（令和2年監査委員訓令第1号）に準拠し、実施したものである。

なお、本監査にあわせ、当該補助金の交付事務を執行していた町に対し、地方自治法第199条第5項の規定に基づく監査（随時監査）も実施した。

2 監査を執行した監査委員

南三陸町監査委員 芳 賀 長 恒

南三陸町監査委員 後 藤 清 喜

3 監査の種類

財政援助団体監査（地方自治法第199条第7項）

4 監査の対象

平成22年度、平成23年度、平成24年度、平成25年度、平成26年度、平成27年度、平成28年度、平成29年度、平成30年度及び平成31年度の各年度分として受領した南三陸町農山村地域活性化推進対策事業費補助金の出納その他の事務

5 監査の着眼点

ア 会計処理は適正に行われていたか

イ 補助金の請求、受領は適正に行われていたか

ウ 補助金に係る出納関係帳票の整備、記帳は適正であるか、また、領収書等の保管は適切であるか

エ 事業実施にあたっての意思決定体制は確立されていたか

オ 会計処理上の責任体制及び監査体制は確立されていたか

6 監査の実施内容

ア 監査の期間 令和3年5月10日（月）～令和3年6月3日（木）

イ 監査対象者 南三陸町有害動植物等対策協議会

ウ 監査の方法 関係書類に基づいて、一連の事務手続について調査するとともに、関係職員（南三陸町農林水産課職員及び宮城県農業共済組合迫支所職員）から事務処理状況等について聴き取りを行った。

7 監査の結果

当該補助金の受領等に関し監査を行った結果、南三陸町有害動植物等対策

協議会（以下「当該団体」という。）において、当該団体が実施する事業の実施体制や内部意思決定過程が明確でなく、かつ、責任の所在が曖昧であったこと、会計処理のチェック体制に不備があったこと、当該団体において長年「事業及び会計」の監査が実施されていなかったこと、会計処理及び補助金の請求が適正に実施されていなかったこと、補助金に係る出納関係帳票の整備、記帳が不適正であったこと及び領収書等が適正に保管されていないことなどを確認した。本監査の結果、特に指摘等する必要があると認められる事項の概要は次のとおりである。

「当該団体」において、規約に定められている総会が東日本大震災発生以降平成29年1月31日までの間、一度も開催されていないことを確認した。また、当該団体の規約第2条において「統括事務局」を置くこととされている宮城県農業共済組合迫支所（以下「農済迫支所」という。）の職員に聴き取りを行った結果、当該団体の統括事務局を、農済迫支所が『“組織”として担っていた認識はなかった』との言質を得たこと、また、「本部」を置くこととされている町農林水産課（令和3年3月末時点の規約上は、組織改編前の「産業振興課」のままである。）の職員に対し、聴き取り調査を行ったところ、『当該団体の本部機能を担っているというよりも、補助金の申請書を審査し、額を確定し、交付するという面に重きを置いて事務を執っていた』といった趣旨の回答を得た。提出された書類及び関係者からの聴き取りを行った結果として、東日本大震災発生以降、当該団体が実施する事業の意思決定体制及び会計処理上の責任体制並びに監査体制が確立されていたと認めることはできない。当該団体の事業実施体制については、長年にわたり「有名無実」の状態が続いていたと判断せざるを得ない。

なお、総会が開催されていないということは、当該補助金を申請した際の事業計画及び収支予算については、当該団体の組織としての意思が全く反映されていなかったことを示すものである。また、当該団体の事業全体の監査及び補助事業の監査が長く実施されていなかったことを確認したこともあわせ、当該団体は、町が補助金を交付する者としての十分な適格性を有してはいなかったものと指摘せざるを得ない。

当該団体の規約第6条に「協議会の事務処理は、事務局長が専決することができる」旨の規定があるが、そもそも、事務局長なる職にある者が「本部」の者なのか、「統括事務局」の者なのかを確認する書類がなく、また、聴き取りによって明らかにされることもなかった。

当該団体における当該補助金の会計処理の適正性を調査すべく、書類の提出を求めたが、統括事務局である農済迫支所からは関係書類の提出はなされなかった。この理由について、農済迫支所の職員は、『当該団体の当該補助金

に関する書類は、保有していない』といった趣旨の説明をされた。しかし、当該団体の本部を置く町農林水産課からは、「平成23年度から平成25年度までの補助金交付決定通知（原本）及び補助金の額の確定通知（原本）」及び「平成30年度及び令和元年度分の補助金の額の確定通知（原本）」のみが、当該団体が保有する書類であるとして監査委員に提出された。いずれも、当該団体において回覧等された形跡はなく、また、上記のほかにも、当該補助金を交付された後、5年間は保存しておかなければならない書類の大部分が確認できない（保存されていない）ことからして、補助金等交付規則に定める「5年保存」の規定に反した事務処理が行われていたことは明らかである。なお、補助金申請に係る書類の原本、収入・支出に関する書類（領収書等）の一切を、当該団体は保有していないことも確認した。

当該団体から提出された上記の書類だけでは、当該団体の会計処理の適正性を確認することができなかつたため、本件監査と同時期に実施した随時監査において町から提出された関係書類中の当該団体から提出された資料を調査した結果と町農林水産課の職員及び農済迫支所の職員からの聴き取り調査の結果からして、当該補助金を申請等する際、町に提出された補助金申請書から実績報告書に至るまでの一連の随時書類には、当該団体内において、通常必要とされる程度の決裁等の随時処理が行われていなかったこと、その当然の帰結として、事業に支出したとされる金額についてもその多くが偽りの金額を記載したものであると判断するしかないとの結論に至った。

今回の監査においては、当該団体に対し、「通帳の原本」も提出させている。その中に記帳されていた出金履歴を確認したところ、これまで町に提出した補助金の実績報告書に添付されている当該団体の通帳の写しとされる出金履歴とは、出金した金額や出金した期日などが全く違っていることからして、左様に判断するしかない。いずれ、今回の監査の着眼点である「当該補助金に関する会計処理の適正性、補助金の請求及び受領の適正性及び出納関係帳票の整備、記帳の適正性、さらに領収書等の保管の適切性」に関しては、不適正・不適切というほかない。

また、当該団体の通帳と会長印は、農済迫支所の前職員（今般の不正流用事案を実行したとされる者）が長年一人で保管（保有）していた事実も確認した。このことは、当該団体のガバナンスの欠如を如実に表しているものであると指摘する。

また、町に提出された事業実績報告書に添付した「事業に要した費用の額を裏付ける資料」には、一部において、つじつまが合わない点があることも確認しているし、農済迫支所の職員からは、『町から交付された補助金のうち、多額の金額が、補助金交付申請書に記載された事業には使われていなかったこ

とは内部調査によって確認している』といった趣旨の説明があった。現時点において、これを否定する根拠を監査委員は持っていない。当該補助金が住民福祉の向上のために使われたものではないということが明確になった際には、これを返還等させるほかない。監査委員として、当該団体に対し、まずは、一般の不正流用事案の原因に関する主体的な調査を行うとともに、当該補助金の返還等について町と協議を進められたいこと、さらに、町の補助事業を実施するに足る組織体制及び内部統制の再構築、並びに、法令順守に向けた実効性のある取組を実施するよう、勧告した。

8 結び

本監査は、本年4月、南三陸町農山村地域活性化推進対策事業費補助金の不正流用事案の報に接し、過去に当該団体が交付を受けた当該補助金の出納その他の事務に関し、改めて監査を行う必要があると判断し、実施したものである。

監査にあたっては、当該団体の当該補助金の出納事務が適正に実施されていたのかといった通常の監査における着眼点に加え、当該団体の当該補助金に関する事業の実施体制及び監査体制が確立されていたのかといった点にも着眼し、関係書類に加え、関係者からの聴き取り調査も行ったものである。

その結果については、上記の「監査の結果」に記載したとおりであり、当該団体の出納その他の事務のみならず、当該団体の事業実施体制の実態についてまで、言及せざるを得ない結果となった。

今回の監査において特記しなければならないのは、当該団体から提出された当該補助金に関する書類の多くは、不存在であったということ。つまり、書類に基づく客観的な調査については、十分に行うことはできなかったということである。そのため、本監査は、時期を同じくして実施した随時監査により提出を求めた当該団体から町に提出された補助金関係書類を調査するとともに当該団体の本部を置く町農林水産課の職員、そして、農済迫支所の職員からの聴き取りを丁寧に行うといった監査の進め方となった。本「監査の結果」においては、「書類に基づいた」不適正な出納事務に関する指摘は、ほぼ行うことはできかねたものの、随時監査書類及び関係者から聴き取った当該団体の震災発生以降の状況を確認した結果として、今回の監査において、重視すべき点であると考えた「当該団体が町の補助金を受領するに際しての適格性の有無及び会計処理が適正・適切に行われていたか」については、可能な限りの監査は行えたものと思っている。

重ねて申し上げるが、当該団体から町に提出された補助金申請書類の調査及び通帳の原本の記帳内容の確認、そして、町農林水産課の職員、農済迫支所

の職員からの聴き取り調査の結果からみると、当該団体においては、長年にわたり当該補助金に関し、不適正・不適切な事務が執り続けられていたこと、また、それを指摘し得る組織体制にはなっていなかったということは言い得る。

監査委員は、過去に3度、当該団体の当該補助金に関する監査を実施している。今回、不正流用事案が発生したことは、慚愧に堪えず、誠に遺憾であるというほかない。

最後に付言するが、監査委員は、当該団体の設立の趣旨並びに事業目的自体を否定するものではない。当該団体において、早期に事業実施体制を立て直した上で、法令等に即し、住民福祉の向上のために必要な事業に取り組まれるよう願うものであり、また、再度このような事案の発生を未然に防ぐ観点から、今般、不正流用事案が発生した要因などがつまびらかにされることを望み、結びとする。